

# 傍 聴 要 領

## 手話施策推進ワーキンググループ

手話施策推進ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) ワーキンググループの傍聴を希望される方は、ワーキンググループの開催予定時刻までに、会場にお越しください。
- (2) 傍聴の定員は5名で、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、ワーキンググループの会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (4) 傍聴に配慮が必要な方は事前に御連絡ください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

ワーキンググループの傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) ワーキンググループの開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、ワーキンググループの支障となる行為をしないこと。

### 3 ワーキンググループの秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。